

三鷹市福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市福祉センター条例（平成28年三鷹市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(高齢者福祉センターの施設)

第2条 条例第3条第1項第1号に規定する事業を行うため、三鷹市福祉センター（以下「福祉センター」という。）内に高齢者福祉センターを置き、高齢者福祉センターは、次の施設により構成する。

- (1) 活動室
- (2) 大広間
- (3) 浴室
- (4) ゴルフ練習場

(高齢者福祉センターの利用者の範囲)

第3条 高齢者福祉センターを使用できる者は、高齢者又は障がい者で、市内に住所を有する者又は市内に通勤する者とする。

2 前項の高齢者及び障がい者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者とは、60歳以上の者をいう。
- (2) 障がい者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）第1条に規定する東京都愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

3 第1項に規定する者のほか、市長が適当と認める者は、高齢者福祉センターを使用することができる。

(高齢者福祉センターの個人使用カードの申請等)

第4条 前条第1項及び第3項に規定する者が高齢者福祉センターを使用しようとするときは、あらかじめ三鷹市福祉センター内高齢者福祉センター個人使用カード交付申請書（様式第1号）を市長に提出し、その審査のうえ、三鷹市福祉センター内高齢者福祉センター個人使用カード（様式第2号。以下「個人使

用カード」という。)の交付を受けるものとする。

- 2 高齢者福祉センターを使用するときは、市長に前項の個人使用カードを提出し、使用終了後に個人使用カードの返却を受けるものとする。
- 3 第2条第3号及び第4号の施設を使用しようとする者は、条例第7条第1項に規定する使用料を、当該施設の個人使用券を購入する方法により納入しなければならない。
- 4 前項の規定により個人使用券を購入したときは、使用の申請及び承認があったものとみなす。

(団体登録)

第5条 条例第4条第2項の規定により福祉センターの施設を使用しようとする団体は、三鷹市福祉センター使用団体登録申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 団体登録の資格要件等は、市長が別に定める。
- 3 市長は、第1項の規定により申請をした団体を登録したときは、使用団体登録カード(様式第4号。以下「登録カード」という。)を当該団体に交付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める団体については、第1項の申請書の提出及び前項の登録カードの交付を要しないものとする。

(使用の申請及び承認等)

第6条 前条第3項の規定により登録カードの交付を受けた団体が、福祉センターの施設(条例別表第1に規定する会議室をいう。)を使用しようとするときは、別表に定める区分ごとに、同表に定める申込期間内に三鷹市生涯学習施設等予約システム(以下「施設予約システム」という。)により、市長に使用の申請をしなければならない。

- 2 市長は、別表に定める抽せん予約期間内に申請があったときは、施設予約システムによる抽せんにより使用する団体を決定するものとする。
- 3 市長は、別表に定める先着予約期間内に申請があったときは、先着順により使用する団体を決定するものとする。
- 4 前2項の規定により決定を受けた団体は、施設の使用開始前までに条例第7条第2項に規定する施設の使用料を納入し、市長の承認を受けなければならない

い。ただし、当該使用料を口座振替の方法により納入する場合にあっては、使用日の属する月の翌々月の初日（その日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日）に納入するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（登録カードの提示）

第7条 前条第4項の規定による使用承認を受けた者（以下「団体使用者」という。）は、福祉センターの使用の際、市長に登録カードを提示しなければならない。

（使用の承認の取消し等）

第8条 市長は、条例第6条の規定により福祉センターの使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したときは、三鷹市福祉センター使用承認取消し等通知書（様式第5号）により団体使用者に通知する。

（必要な事業）

第9条 条例第3条第1項第3号に規定する第1条の目的を達成するために必要な事業とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 三鷹市が主催する事業
- (2) 三鷹市が共催し、又は後援する事業
- (3) 三鷹市の助成金を受けている福祉団体が行う事業
- (4) 前号の事業に準じた事業で、市長の認定を受けたもの

（使用料の減免）

第10条 条例第8条の規定により福祉センターの施設の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第7条第1項に規定する施設の使用

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号の規定による生活扶助を受けている者又はこれに準ずると市長が認める者が浴室を使用する場合 全額免除

イ 市内に住所を有する障がい者及びその付添人が浴室を使用する場合 ただし、付添人は、当該障がい者1人につき1人までとする。 全額免除

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長がその都度定める割合

(2) 条例第7条第2項に規定する施設の使用

ア 障がい者（児）で組織する市内の団体が使用する場合 全額免除

イ 市内の公共的団体及び生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象とした行事又は講座に使用する場合 全額免除

ウ 市長が別に定めるところにより、あらかじめ三鷹市に減額利用の登録をした団体が学習又は会議の目的のために使用する場合 2分の1減額

エ 使用料を口座振替の方法により納入する場合において、団体使用者の責によらない理由で使用できない場合、団体使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合又は三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額免除

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長がその都度定める割合

2 前項の規定により施設の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ三鷹市福祉センター使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項第2号ア及びイに掲げる場合における施設の使用料の免除の資格要件並びに同号ウに掲げる場合における施設の使用料の減額の資格要件及び登録手続等は、市長が別に定める。

（使用料の還付等）

第11条 条例第9条ただし書の規定による使用料（個人使用券の購入により納入した使用料を除く。）の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 団体使用者の責によらない理由で使用できない場合 全額

(2) 団体使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合 全額

(3) 三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める場合 市長が必

要があると認める額

- 2 団体使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、三鷹市福祉センター使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該還付を受ける者が新たに同一料金の福祉センターの施設の使用の承認を受けたときは、市長は、還付すべき使用料をこれに充当することができる。

（特別の設備等の承認手続）

第12条 条例第14条ただし書の規定により使用者が施設に特別の設備を設け、又は付属の設備及び器具以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

（入館の制限等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、福祉センターへの入館を禁じ、又は退館させることができる。

- (1) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が入館を不適當と認めるとき。

（使用者の義務）

第14条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設並びに設備及び器具の使用を適正に行うこと。
- (2) 使用人員は各室の収容定員を標準とすること。
- (3) 火災予防及び事故防止に万全を期すること。
- (4) 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。
- (5) 物品等を販売し、又は金品の募集等を行うときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 広告その他これに類するものを掲示し、又は配布するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定による福祉センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

別表（第6条関係）

区分	申込期間	
	抽せん予約期間	先着予約期間
市内団体	使用日の属する月の3月前の1日から10日まで	使用日の属する月の2月前の1日から使用日当日まで
市外団体	—	使用日の属する月の1月前の1日から使用日当日まで

備考 先着予約の受付は、抽せん予約期間終了後、当該施設に空きがある場合に限る。

様式第 1 号（第 4 条関係）

三鷹市福祉センター内高齢者福祉センター個人使用カード交付申請書

ふ り が な 氏 名			年 月 日生（ 歳）
住 所		電話	
か か り つ け 医 院 ・ 病 院		電話	
緊 急 連 絡 先	氏 名	続柄	
	住 所	電話	
	氏 名	続柄	
	住 所	電話	
上記のとおり申請します。 年 月 日 （あて先）三鷹市長			

個人使用カード番号 第 号	年 月 日受付	年 月 日交付
------------------	---------	---------

様式第 2 号（第 4 条関係）

（表）

三鷹市福祉センター内高齢者福祉センター個人使用カード

個人使用カード 番 号	第 号
発 行 日	年 月 日
ふ り が な 氏 名	
三鷹市長 氏 名印	

（裏）

かかりつけ医院・病院

_____ 病院 T E L _____

個人使用カード使用上の注意

- 1 高齢者福祉センターをご利用の際には、このカードを
受付に提示してください。
- 2 他人に譲渡又は貸与することはできません。
- 3 紛失したときは、受付に申し出てください。

三鷹市福祉センター
(〇〇) 〇〇〇〇

様式第3号（第5条関係）

（表）

年 月 日

三鷹市福祉センター使用団体登録申請書

（あて先）三鷹市長

下記のとおり三鷹市福祉センター使用団体登録申請を行います。

フリガナ				登 録 番 号 （ ※ ）	
団 体 名					
代 表 者	フ リ ガ ナ			電 話	
	氏 名			F A X	
				携 帯 電 話	
	生 年 月 日			年 齢	
	住 所				
	勤 務 先 ・ 学 校 等	名 称	住 所		電 話
連 絡 先	フ リ ガ ナ			電 話	
	氏 名			F A X	
				携 帯 電 話	
	住 所				
メ ー ル					
使用施設					
団 体 の 状 況	活 動 内 容				
	構 成 員 数		主 な 構 成 員		
	主 な 活 動 曜 日		主 な 活 動 時 間		
	入 会 金		会 費		
	入 会 条 件		団 体 紹 介 ・ 会 員 募 集 の 希 望		
	団 体 か ら の お 知 ら せ				
減免及び 免除（※）					

（※）印の箇所は、記入しないでください。

○この申請書の内容は、電子計算組織に記録されます。

(裏)

登 録 名 簿

No	氏名	年齢	住所（自宅）	連絡先	会社（学校）名・所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※会社（学校）名・所在地の欄は、市外在住で市内に在勤・在学の場合に記入してください。

様式第4号（第5条関係）

（表）

使用団体登録カード

（バーコード）

（登録番号）

（裏）

団体名

減免

更新日

- 施設をご利用の際は、必ずこのカードを提示してください。
- このカードは、他人に貸さないでください。
- 団体登録内容に変更があったとき又はカードを無くしたときは、必ず届け出てください。
- このカードは、折り曲げないでください。
- このカードを拾得された方は、下記までご連絡ください。

電話

年 月 日

三鷹市福祉センター使用承認取消し等通知書

住所

氏名

様

三鷹市長 氏

名印

年 月 日付けで承認した三鷹市福祉センターの施設の使用について使

用承認を（取り消す・制限する・停止する）ことをしたので、通知します。

1 使用承認の内容

（1）施設名

（2）使用日

（3）時間区分

（4）その他

2 理由

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

三鷹市福祉センター使用料減免申請書
(あて先) 三鷹市長

申請者	住所
	氏名 印
	電話

年 月 日付けで使用の承認を受けた施設の使用料について、次のとおり減額・免除を申請します。

団 体 名		
代 表 者 名		
団 体 区 分	☐ 市内団体 ☐ 市外団体	
使 用 施 設		
使 用 日	年 月 日 ()	
時 間 区 分	時 分から 時 分まで	
使 用 目 的 (具体的に)		
使用予定者数		
減額・免除の 申 請 理 由		
※ 減 額 ・ 免 除 の 申 請 額	使用料	円
	減額・免除の額	円
	減額・免除後の使用料	円
備 考		

※印の箇所は記入しないでください。

..... 下欄には記入しないでください。

決裁区分						
内 容 等	1 減額・免除する。	円				
	2 減額・免除しない。	理由				
	備考					

年 月 日

三鷹市福祉センター使用料還付申請書

（あて先）三鷹市長

申 請 者	住所
	氏名 印
	電話

年 月 日付けで納入した施設の使用料について、次のとおり還付を申請します。

団 体 名					
代 表 者 名					
使 用 施 設	使 用 日	時 間 区 分	納入済 使用料(円)	還付額(円)	
			※	※	
還 付 理 由					
還 付 申 請 金 額 合 計			円		

備考

- 1 ※欄の記入は不要です。
- 2 本申請書に、使用料領収書を添付してください。

..... 下欄には記入しないでください。

※上記のとおり還付します。

決裁 区分				